

(自動火災報知設備に関する基準)

第41条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(ふ)

- (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの(う)(り)(イ)
 - (2) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。)であつて同表(5)項口に掲げる用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものに限る。)(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で、同表(1)項から(6)項まで又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの(ふ)(り)(イ)
 - (3) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物(同表イに掲げる防火対象物(前号に掲げるものを除く。)にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。)(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積300平方メートル以上のもの(ふ)(り)(イ)
- 2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条(第4項第1号へを除く。)、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、規則第24条第5号ロ及びハ並びに第5号の2ロ(イ)及び(ロ)中「部分(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「部分」と、同条第5号ニ及び第8号の2イ中「階(前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「階」と読み替えるものとする。(う)(り)
- 3 第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル(当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とosすることができのものにあつては、1,000平方メートル)以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分とをそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。(う)

【解説】

本条(第3項は除く。)は、令第21条の適用を受けない防火対象物に対して、自動火災報知設備の設置及び維持の技術上の基準を規定したものである。

- 1 第1項の規定は、自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物を定めたものであり、表41に示すとおりである。

なお、本条第1項第2号及び第3号で規定する「小規模特定用途複合防火対象物」の主旨は、条例第39条と同義である。

表 41

三 号			二 号	一 号	規定 防火対象物
(5) 項口の用途 に供するもの	上階の用途	数種の用途が混在しているもの（令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物にあっては、前号以外の小規模特定用途複合防火対象物に限るもの）	数種の用途が混在しているもの（小規模特定用途複合防火対象物であって、令別表第 1 (5) 項口の用途に供する部分が最も大きいもの）	寄宿舎・下宿・共同住宅	用途
(12) 項及び (14) 項 の用途に供するもの	下階の用途				
同 右			同 右	特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建基法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくは口のいずれかに該当するもの以外のもの	構造
300㎡			令別表第 1 (1) 項から (6) 項まで又は (9) 項イの用途に供する部分の床面積の合計が 300㎡	300㎡	延べ面積

2 第 2 項の規定は、自動火災報知設備の設置及び維持に関しての技術上の基準については、令第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに規則第 23 条（第 4 項第 1 号へを除く。）、第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によることを定めたものである。

(1) 第 2 項前段の括弧書の規定について

規則第 23 条第 4 項第 1 号への規定により自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物のうち、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものには規

則第23条第4項第1号へに掲げる部分に、自動火災報知設備の感知器の設置を義務付けるものである。

(2) 第2項後段の規定について

規則第23条第4項第1号への規定により自動火災報知設備の地区音響装置及び発信機の設置を要しない場合でも、小規模特定用途複合防火対象物のうち、本項の読み替えによる規則第24条第5号、第5号の2及び第8号の2に該当する場合には、規則第23条第4項第1号へに掲げる部分に、自動火災報知設備の地区音響装置及び発信機の設置を義務付けるものである。

3 第3項の規定は、本条第1項及び令第21条の規定により設置する自動火災報知設備の警戒区域について規定したものである。

- (1) 「主要な出入口からその内部を見とることができるもの」とは、学校の講堂、体育館、屋内競技場、観覧場及び劇場等の客席部分が該当し、事務室、倉庫、工場等は、荷物の積上げや機械類、ロッカー等がおかれるので、該当しない。
- (2) 天井裏の部分に感知器を要しない場合には、この規定は適用しない。